

令和５年度 区市町村職員等高齢者権利擁護研修
「養護者による高齢者虐待対応研修（基礎研修・第２回）」募集要項

1 研修目的

本研修の目的は、高齢者虐待防止及び対応に関わる講義（１日目）と演習（２日目及び３日目）をとおり、区市町村と地域包括支援センター等の職員が、共通の認識のもと、虐待対応のキーコーディネート機関としてそれぞれの機能を強化できるよう、高齢者の権利擁護と虐待対応の考え方、体制整備や具体的な対応方法について学ぶことです。なお、虐待対応においては、区市町村担当部署及び地域包括支援センター等が組織的に対応することが求められることから、１日目（講義）は、区市町村所管課管理職の方にも御参加いただき、理解を深めていただくことも目的としています。

2 研修実施機関

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室 東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター
 ※東京都より委託を受けて実施します。

3 研修日程及び受講要件等、研修内容等（４頁に記載の「研修受講に係るＱ＆Ａ」も御参照ください）

1 日程	１日目：令和５年９月 ７日（木曜日） ２日目：令和５年９月１３日（水曜日） ３日目：令和５年９月１４日（木曜日）
2 会場	１日目：あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下１階 新宿ホール （渋谷区代々木３－２５－３） ２日目・３日目：あいおいニッセイ同和損保新宿ビル ３階 会議室Ｄ （渋谷区代々木３－２５－３）
3 実施方法	< １日目：動画配信プログラム＋集合研修プログラム > ※<u>どちらか一方のプログラムだけの受講申込はできません。</u> ①動画配信プログラム（視聴期間：令和５年８月２１日（月曜日）公開予定） YouTube の限定公開にて、講義動画を配信いたします。視聴方法については、受講決定時に御案内いたします。 ②集合研修プログラム：令和５年９月７日（木曜日） 午前（午前の部）・午後（午後の部）の２部制で実施いたします。 申込時の希望区分は必ず確定できるものではありません。申込状況により事務局にて決定いたします。また、お申込み人数により午後のみになる可能性もありますので、御了承ください。なお、島しょ部からのお申込の場合、交通機関・宿泊等の関係等の御事情がある場合は、申込時に「連絡事項」として御記載ください。
	< ２日目及び３日目：集合研修プログラム > 演習１及び演習２：集合研修 研修時間：９時２０分から１７時１５分まで（予定） ※１日目の受講修了が必要です。詳細は「５ 受講要件」を御確認ください。
4 募集定員	< １日目（講義） > ３００人（午前の部１５０人、午後の部１５０人） （内訳：１日目のみ受講者２００人と３日間連続受講者１００人）
	< ２日目及び３日目（演習） > １００人（１日目の受講必須及び２日目・３日目連続受講者）

5 受講要件	① < 1 日目（講義）のみ受講対象者要件 > ○ 各区市町村 10 人程度 ○ 区市町村担当職員及び地域包括支援センター等職員（関係部署含む、虐待対応担当職員に限らず） ※うち、区市町村高齢者福祉担当部門の管理職を原則 1 人から 2 人程度を含む。 ※過去受講修了している方もお申込みは可能です。但し、お申込み多数の場合は、初めて受講される方を優先させていただく場合がございます。予め御了承ください。 ※その他、受講決定に係る留意事項につきましては、「6 開催上の留意点について」（3/4 頁）も御覧ください。 ② < 3 日間連続受講の受講対象者要件 > ○ 各区市町村 2 人程度（<u>1 日目の受講必須</u>） ○ 原則<u>区市町村担当職員と地域包括支援センター等職員との 2 人ペア</u>での参加 但し、既に区市町村職員が全員受講済みである場合は、地域包括支援センター職員等のみの申込みも可能です。申込み時に御相談ください。 ・区市町村職員・・・1 人（直営地域包括支援センター職員を含む） ・地域包括支援センター等職員・・・1 人（直営・委託問わず） ※高齢者虐待対応に係る事務を区市町村より委託されている在宅介護支援センターや地域包括支援センターのランチ等職員も含みます。 ※過去 1 日目修了者の 2・3 日目受講希望については、<u>令和 2 年度及び 4 年度に 1 日目修了している方のみ申込みが可能です</u>。「研修に係る Q&A」Q5（4/4 頁）もご参照ください。 ※申込多数の場合は、人数調整を行う場合がございます。予め御了承ください。上記①同様「6 開催上の留意点について」も御覧ください。
6 費用	無 料
7 募集期間	令和 5 年 7 月 6 日（木曜日）から 7 月 21 日（金曜日）
8 研修内容 （予定）	< 1 日目（講義） > 虐待対応の視点及び基本的流れや、その枠組みを学び、関係機関との連携や虐待対応に求められる組織的対応について理解を深めます。また、虐待対応において法的整理を要する課題や、高齢者虐待防止法の区市町村権限の行使における区市町村と地域包括支援センター等の役割について解説します。 令和 5 年 3 月に改訂された厚生労働省発行「高齢者虐待防止マニュアル」の内容に整理をして実施します。 ①動画配信プログラム（予定） （4 時間程度） 「権利擁護について」「権利擁護業務」「高齢者虐待の実態」「高齢者虐待防止の基本」「高齢者虐待対応の支援と基本的流れについて」 講師：厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者虐待防止対策専門官 乙幡 美佐江氏 （公財）東京都福祉保健財団 東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター 専門相談員 ※動画視聴確認方法：講義動画視聴後の「視聴報告シート」提出により確認いたします（Web 上の回答フォームからの提出予定）。 ②集合研修プログラム（予定） （半日・3 時間程度） 「高齢者虐待対応における適切な区市町村権限行使」（講義及び事例を用いた質疑） 講師：奥田法律事務所 奥田大介氏（弁護士）

	< 2日目・3日目（演習） 集合研修 > 高齢者虐待事例を用いた演習をととして、高齢者虐待対応のキーコーディネート機関として求められる虐待対応の考え方と具体的支援方法を学びます。実際に行われている取組みの工夫や実践も紹介し、より実務に役立つ研修を目指しています。研修で使用したパワーポイントや資料等を提供し、管轄関係部署への伝達や区市町村が行う地域の関係機関への啓発活動を支援します。 2日目：演習「発見から事実確認」 3日目：演習「コアメンバー会議、アセスメントと支援計画、評価と終結」 情報提供「研修の伝達や高齢者虐待防止の啓発について」 講師：（公財）東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター
9 お問い合わせ	本研修は、<u>3日間受講された職員の方へ、各区市町村内の管轄関係部署への研修の伝達や区市町村が行う地域の関係機関への啓発活動を実施していただくようお願いしております。</u>（なお、年度内に伝達研修実施状況把握アンケートを実施いたします。御協力をお願いします。）

4 申込方法及び申込期限について

- （１） 申込方法：各区市町村の高齢者虐待対応所管部署で取りまとめの上、開催通知メールに記載の URL にアクセスいただき、「研修予約システム」より「申込内容」（申込者情報＝お取りまとめ先情報のほか、受講申込者毎に「氏名（ふりがな）」、「所属区分」、「所属先名」、「役職・職種」、「所属先住所」、「希望研修日程（1日目のみ又は3日間※）」「1日目受講区分希望（午前・午後）」「優先順位」）を御入力の上、お申し込みください。

※令和2年度及び4年度に1日目のみ受講修了者で、2日目・3日目のみ申込み希望者がいる場合は1日目修了年度の記載が必要です。修了年度が不明な場合は、お問合せください。

- （２） 申込期限：令和5年7月21日（金曜日）

5 個人情報の取扱いについて

受講者推薦及び申込書に記載された個人情報については、当財団個人情報の保護に関する要綱に基づき適正管理を行い、当該研修業務管理以外の目的で利用することはありません。

6 開催上の留意点について

- （１） 人数調整が必要な場合は、受講申込時の各区市町村での優先順位に基づき決定いたします。
- （２） 3日間受講申込みの結果、2・3日目の受講定員が超過したため1日目のみ決定となる場合があります。
- （３） 研修中は、受講者の皆様へマスク着用への御協力をお願いします。また、会場内の換気及び消毒等、引続き基本的な感染症防止対策を講じて実施いたします。

7 受講者の決定について

令和5年8月上旬（予定）当財団から区市町村連絡担当者様宛に、受講決定通知メールを送付いたします。メール内の「研修予約システム」マイページ URL から受講の可否、「受講決定通知兼受講票」及び「受講の御案内」等を御確認ください。

8 本研修のお問い合わせ先

公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室

東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター 研修担当

電話番号：03-6302-0395（研修専用番号） F A X 番号：03-3344-8593

メールアドレス：kenri2@fukushizaidan.jp

<研修受講に係るQ&A>

Q 1	過去同研修では、1日目に都立及び各区保健所、保健福祉センター、社会福祉協議会等権利擁護支援センターも対象でしたが、本年度も同じですか。
A 1	募集はいたしません。 但し、基礎的知識の共有を図っていただくため、動画配信プログラムの視聴ができるよう、別途御案内予定です。
Q 2	研修1日目講義3（集合研修）は午前・午後の2部制ですが、内容は異なりますか。
A 2	午前の部及び午後の部については、同内容で実施します。 人数調整が必要となるため、受講については、事務局にて午前の部または午後の部いずれかを決定いたします。人数配分の関係で、申込時の希望区分どおりに決定できない場合があります。予め御了承ください。
Q 3	研修1日目の動画配信プログラムのみを受講することは可能ですか。
A 3	研修1日目のカリキュラムは、「動画配信プログラム」と「集合研修プログラム」となります。どちらか一方のお申込及び受講はできません。受講修了要件としても両方のプログラムの受講修了が必要です。 特に、3日間受講予定の方は「1日目集合研修プログラム」の受講が確認できなかった場合、受講予定の2日目・3日目の演習の御受講が出来なくなりますので、御注意ください。
Q 4	受講決定者と同じ職場の研修申込みをしていない者でも「動画配信プログラム」の講義動画を視聴する事はできますか。
A 4	区市町村職員及び地域包括支援センター等職員（関係部署含む）の方は、講義動画視聴可能です。受講決定時に御案内する「動画視聴」の方法について、必要に応じて庁内及び管内地域包括支援センター等へ情報共有可能です。また、講義資料は東京都福祉保健財団のホームページに掲載予定です。（受講決定者同様）
Q 5	平成30年度に1日目のみ受講しています。今回、2・3日目のみ受講することはできますか。
A 5	募集要項3「5受講要件」の説明のとおり、プログラムの変更の関係上、2・3日目のみ受講申込み可能な1日目修了年度は、令和2年度及び4年度に限らせていただきます。令和元年度以前に1日目のみ修了されている方は対象となりません。また、令和3年度は研修中止に伴う代替方法として、「講義3」はプログラムの一部のみ動画視聴へ変更した関係で対象となりません。予め御了承ください（改めて1日目の受講が必要となります）。
Q 6	「研修予約システム」のマイページアドレスを、受講申込み希望者と共有してもよいですか。
A 6	以下の理由から、共有されることは御遠慮いただくことをお願いしております。 （理由）各区市町村のマイページを共有した場合、受講申込者の氏名等個人情報を共有者は誰でも見ることができてしまいます。また、他の方が入力した設問を誤って上書き又は削除等するなど、とりまとめ管理が困難になる可能性があることから、御遠慮いただくようお願いいたします。